

埼玉県立学校学校評議員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、埼玉県立高等学校管理規則第16条の3、埼玉県立特別支援学校管理規則第12条、埼玉県立中学校管理規則第17条の規定に基づき、埼玉県立学校（以下「学校」という。）の学校評議員について、必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

第2条 学校に置くことができる学校評議員は、当分の間、一校当たり5人とする。

2 校長は、学校評議員として、保護者、地域住民等の中から教育に関する理解及び識見を有する者を人選し、埼玉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に推薦しなければならない。

(委嘱)

第3条 教育委員会は、校長から推薦のあった者に学校評議員として委嘱することが適当と認める場合、当該推薦のあった者を学校評議員として委嘱する。

(役割等)

第4条 学校評議員は、校長の求めに応じて、意見等を述べることができる。

2 校長は、学校運営に関し、自己の権限と責任に属する事項のうち必要と認める事項について、学校評議員に意見等を求めることができる。

3 校長は、学校評議員の意見等を学校運営に生かすものとする。

(任期)

第5条 学校評議員の任期は、委嘱の日からその年度末までとする。

2 教育委員会が特別の事情があると認めた場合は、任期満了前に、解任することができる。

3 校長は、学校評議員に欠員が生じた場合は、前任者の残任期間を任期として、第2条の規定により新たに人選することができる。

(守秘義務)

第6条 学校評議員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。学校評議員の職を退いた後も同様とする。

(意見交換の機会)

第7条 校長は、必要と認める場合には、学校評議員が一堂に会して意見を述べ、また、意見交換を行うための機会（以下「学校評議員会」という。）を設けることができる。

2 学校評議員会は、校長が主宰する。

3 校長は、必要に応じ、所属職員に学校評議員会の運営を補佐させることができる。

(謝金)

第8条 学校評議員に対する謝金は、予算の範囲内において別に定める。

(報告)

第9条 校長は、学校評議員に係る報告書を作成し、年度末までに埼玉県教育委員会教育

長に提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。